

令和6年度主任介護支援専門員更新研修 受講要件詳細

社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会

A：基本要件(①～⑤まで全て満たすことが必須)**① 登録地が群馬県であり、現に介護支援専門員として従事している者**

⇒下記【対象事業所等一覧】の事業所又は施設において受講申込日時点でA又はBのいずれかを行っていること。勤務形態は関係ありません。

A：介護支援専門員として介護サービス計画書の作成を含む一連のケアマネジメントを行っている。

B：介護サービス計画書の作成を含む一連のケアマネジメントを行う介護支援専門員に対して助言指導を日常業務の中で継続的に行っている。

◇受講申込時点では、勤務をしていないが、4月1日から勤務をすることが決まっている人は、勤務する事が分かる書類（雇用されることが分かる書類）を添付することで受講申込みが可能です。

◇下記の事業所又は施設で就労していたとしても、単に要介護認定の調査業務のみを行っている場合や利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行う等、介護サービス計画書の作成を行っていない場合、又は介護サービス計画書の作成を行う介護支援専門員に対して助言指導を日常業務の中で継続的に行っていない場合は、「現に介護支援専門員として従事」に該当しません。

【対象事業所等一覧】

- ① 居宅介護支援事業所
- ② 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者
- ③ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型サービス事業者
- ④ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設
- ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者
- ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者
- ⑦ 介護予防支援事業者
- ⑧ 地域包括支援センター
- ⑨ 看護小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型サービス事業者
- ⑩ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型サービス事業者
- ⑪ 在宅医療・介護連携支援センター

② 主任介護支援専門員の有効期間が研修終了日までに失効せず概ね2年以内に満了となる者

⇒本年度の研修修了日である令和6年6月20日以前に主任資格が失効する方は受講できません。

⇒『概ね2年以内』とは令和8年度までに主任資格が失効する方を指します。

③ 本研修の科目に沿った指導事例の提出が行える者

⇒研修実施機関が提示するテーマについて、主任介護支援専門員の役割を実践している自分以外の介護支援専門員に対する指導事例（事例概要・居宅サービス計画等、および指導経過）を1つ提出できること。（自身が作成した担当事例は対象外、指導をすでに終了した事例は可）

◇一人ケアマネ事業所や、過去に介護支援専門員を指導したことがない場合

⇒自身が行った事例から、「自身が悩んだ事例」又は「誰かに相談したいと思った事例」について、異なるテーマ2つの事例を提出することにより可とする。

※総合事業の事例は提出不可

◇指導事例の作成・提出・必要書類について

⇒別紙4：『指導事例の作成及び提出について』を確認すること

④ オンライン研修を受講できる環境を用意できる者

⇒下記に提示されている推奨環境を基準に機器と回線の準備を行うこと

⇒下記の要件を満たしていない場合でも受講に支障が発生しない場合は可とする。

⇒受講環境に起因する問題が発生した場合は自己責任となり、個別の対応は行わない。

【オンライン研修受講に必要な環境について】

◇以下の要件を満たすパソコン【スマホ、タブレット端末非推奨】

・セキュリティアップデートが提供されている ver の OS を搭載していること

⇒Windows の場合：Windows10, ver21H2 以降

⇒MacOS の場合：macOS Monterey12.7.3 以降

・インターネットに接続していること【有線など安定した接続を推奨】

⇒上り/下り共に 1.0Mbps 以上の速度が出る回線を推奨

・カメラ及びマイク機能を搭載していること

⇒搭載していない場合は別途カメラ及びマイク（ヘッドセット）が必要

・ZOOM アプリケーションがインストールされ正常に動作すること

⇒ZOOM の動作要件については公式サイトをご確認ください

・MicrosoftEdge または GoogleChrome がインストールされ使用できること

⇒FireFox 等その他のブラウザについては動作を確認していませんので自己責任での使用となります

・PDF 資料を端末上で閲覧できること

⇒上記 MicrosoftEdge 等の web ブラウザがインストールされていれば通常は閲覧が可能です

※スマートフォン及びタブレット端末の扱いについて

⇒スマートフォン及びタブレット端末で ZOOM に接続する場合、PC と動作が異なります

⇒動作の違いにより万が一受講に支障が発生した場合、認められなくなる可能性がありますので

スマートフォン及びタブレット端末での受講は自己責任での使用とさせていただきます

⇒Chromebook 等の特殊な端末での受講も同様とさせていただきます。

B：選択要件(要件を満たすいずれか1つを選択し、必要書類の提出が可能であること)

① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験が直近5年以内に計2年度以上にわたり5回以上ある者

◇介護支援専門員に係る研修とは

⇒介護支援専門員に係る**法定の研修**のみを指す

◇直近5年以内とは

⇒H31年4月1日～R6年3月31日の5年間を指す

◇計2年度以上にわたり5回以上とは

⇒年度周期を4/1～3/31とし、一年度に最低1回、計5回以上

(例)H31に1回、R4に4回の計5回：可

(例)R5に5回：不可

◎申請に必要な書類

- ・【様式1】受講申込書
- ・【様式2】受講要件申告書
- ・【様式2-①】受講要件①総括表
- ・主催者からの講師依頼文など(出席した研修が該当するものであることがわかる書類)

② 地域包括支援センターや職能団体等が主催する、法定外の研修等に年4回以上参加したことがある者

◇地域包括支援センターや職能団体等とは

⇒下記のとおり

A：介護支援専門員協会（地域支部を含む）、日本介護支援専門員協会
（ブロック及び県支部を含む。）

B：地域包括・在宅介護支援センター協議会、全国地域包括・在宅介護支援センター協議会

C：地域包括支援センター（保険者単位で実施しているもの）

D：行政機関

E：介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格の要件の一つとなっている法定資格の職能団体
（医師会、看護協会、介護福祉士会、社会福祉士会等をさし、県内支部を含む）

F：在宅医療・介護連携支援センター（名称の例：「おうちで療養相談センターまえばし」）

◇法定外の研修とは

⇒「主任介護支援専門員としての資質向上」に関する次の内容により実施された研修・講演会・研究大会等をさす。

A：介護支援専門員に対して助言指導を行うために必要なスキルを身につけるための内容

B：医療介護連携や多職種協働など地域包括ケアシステム構築に向けた地域づくりのための内容

C：群馬県社協が平成28年度から実施している実務研修実習指導者研修

（令和元年12月4日、令和5年12月14日の2回のみ対象）※R2～R4は未実施のため

◇年4回以上とは

⇒H31年4月1日以降において、4回以上参加した年度(4/1～翌3/31)が1回以上あることとする。

⇒複数日に及ぶ研修の場合は受講日数を回数として数えることを可とする。

◆対象とならない研修について

- ・「疾病等の理解」や「制度等の理解」のみを目的としたもの
- ・個別事例への対応を協議する検討会、地域ケア会議でも個別事例の課題解決を目的としたもの
- ・一法人が主催するもの（社内研修等）
- ・業務に従事するにあたり出席が義務付けられているもの（認定調査員研修・県及び市町村が開催する集団指導、制度改正の説明会等）

◎申請に必要な書類

- ・【様式1】受講申込書
- ・【様式2】受講要件申告書
- ・【様式2-②】受講要件②総括表
- ・【様式3】法定外研修受講記録簿
- ・研修受講日、内容、時間数・主催団体等の資料及び受講を確認できるもののコピー

※C：実務研修実習指導者研修については受講状況を本会にて管理しているため添付資料は不要

③ 日本ケアマネジメント学会等が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者

⇒日本ケアマネジメント学会又は日本介護支援専門員協会が行う全国大会・ブロック大会も含まれる。

⇒但し5年以内（H31年度～R5年度）の発表抄録の発表者本人であること（共同研究者は認めない）

◎申請に必要な書類

- ・【様式1】受講申込書
- ・【様式2】受講要件申告書
- ・【様式2-③】受講要件③総括表
- ・大会等において発表したことがわかるもの

④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネージャー

◎申請に必要な書類

- ・【様式1】受講申込書
- ・【様式2】受講要件申告書
- ・認定ケアマネージャー認定証（写）

⑤ 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、県が適当と認める者

⇒5年以内に群馬県社協が実施した介護支援専門員実務研修の実習指導者研修を受講し、かつ、5年以内に当該介護支援専門員実務研修の実習指導（1対1*）を計2年以上にわたり受講者5人以上に行った経験を有する者

⇒「1対1」とは、1人の受講者に対し1人の指導者が実習の最初から最後まで指導にあたることを指す。（1人の指導者が複数の受講者を指導する場合を含む。）

（例：H30年度3人・R1年度2人に事業所実習指導を行った。）

◎申請に必要な書類

- ・【様式1】受講申込書
- ・【様式2】受講要件申告書
- ・介護支援専門員実務研修実習受入証明書（写）